

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第65期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社鴨川グランドホテル

【英訳名】 THE KAMOGAWA GRAND HOTEL, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木健史

【本店の所在の場所】 東京都墨田区江東橋三丁目2番8号

(注)平成23年10月31日から本店は下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 千葉県鴨川市広場820番地

【電話番号】 03(3633)3715(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 四野宮章

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区江東橋三丁目2番8号

【電話番号】 03(3633)3715(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 四野宮章

【縦覧に供する場所】 株式会社鴨川グランドホテル(支店:鴨川グランドホテル)

(千葉県鴨川市広場820番地)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第64期 第 1 四半期 累計期間	第65期 第 1 四半期 累計期間	第64期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
営業収益 (千円)	827,340	544,054	3,557,239
経常損失 () (千円)	86,139	171,870	153,656
四半期 (当期) 純損失 () (千円)	88,843	173,907	219,700
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	626,761	626,761	626,761
発行済株式総数			
普通株式 (株)	10,453,920	10,453,920	10,453,920
優先株式 (株)	1,200,000	1,200,000	1,200,000
純資産額 (千円)	740,662	431,065	604,013
総資産額 (千円)	6,899,280	6,475,201	6,669,514
1 株当たり四半期 (当期) 純損失金額 () (円)	8.51	16.66	21.05
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額			
普通株式 (円)	—	—	—
優先株式 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.7	6.7	9.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額については、1 株当たり四半期 (当期) 純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間における当社の営業収益は544百万円（対前年同四半期比34.2%減）、営業損失は157百万円（前年同四半期は79百万円の損失）と大幅な減収減益となりました。

減収減益の主な要因は、平成20年9月のリーマンショック以降の景気後退に続き、平成23年3月11日の未曾有の東日本大震災による津波・放射能汚染等の風評被害による影響であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の発生とそれに伴う度重なる余震の継続や福島第一原発事故により、生産活動並びに消費マインドの大幅な停滞をもたらしましたが、供給網の復旧に加え自粛ムードの回避に伴い徐々に正常化しつつあります。しかしながら、福島第一原発復旧への不安感や電力不足並びに放射能汚染の影響に加え、欧米の財政不安等もあり不透明感が漂っているものと思われます。

リゾートホテル業界におきまして、大震災の影響により首都圏を含む東日本地域は津波や液状化現象並びに放射能汚染やそれに伴う風評被害等により今までにない厳しい環境が続いております。

そのような状況の中で当社は、収益力の改善を主要課題とする第4次中期経営改善計画をスタートさせ、販売力強化、人件費・経費の削減等諸施策に取り組んで参りましたが、当社の主力ホテルの立地が首都圏を地盤としており、東日本大震災による津波・放射能汚染等の風評被害により、大幅な宿泊客の減少が続き極めて厳しい状況を余儀なくされました。

その結果、当第1四半期累計期間の営業収益は閉鎖事業所も加わり544百万円と前年同四半期と比べ283百万円（34.2%）の減収となり、営業損失157百万円（前年同四半期は79百万円の損失）、経常損失171百万円（前年同四半期は86百万円の損失）、四半期純損失173百万円（前年同四半期は88百万円の損失）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

[ホテル関連]

当セグメントにおきましては、鴨川グランドホテルが東日本大震災により宿泊客が激減する厳しい状況が続く一方、ホテル西長門リゾートは西日本に位置することから震災の影響は軽微であります。客単価の下落や消費自粛の影響により宿泊客は伸びたものの前年並みに止まりました。また、ビジネスホテルは、首都圏を地盤としており大震災の影響で法人の出張需要の停滞やイベントの自粛等により稼働率は大幅な低下となりました。

その結果、営業収益は417百万円と前年同四半期と比べ227百万円（35.2%）の減収となり、セグメント損失（営業損失）は125百万円（前年同四半期は43百万円の損失）となりました。

[リゾート関連]

当セグメントにおきましては、主力施設が首都圏に位置することから東日本大震災の影響を受け、稼働率が低下するなど厳しい環境となりました。

その結果、営業収益は103百万円と前年同四半期と比べ24百万円（18.8%）の減収となり、セグメント損失（営業損失）は4百万円（前年同四半期は5百万円の損失）となりました。

[その他]

当セグメントにおきましては、タイ料理店を震災の影響で閉店いたしました。また、リネンサプライは地域のホテル・旅館等を主力取引先としており震災の影響で厳しい状況となりました。

その結果、営業収益は22百万円と前年同四半期と比べ32百万円（58.8％）の減収となり、セグメント損失（営業損失）は10百万円（前年同四半期は7百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ194百万円減少し、6,475百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ121百万円減少し、333百万円となりました。これは主に、現金及び預金が126百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ72百万円減少し、6,141百万円となりました。これは主に、建物が52百万円減少したことなどによるものであります。

流動負債は、前事業年度末に比べ10百万円減少し、5,116百万円となりました。これは主に、借入金が54百万円増加したものの、未払金が20百万円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ10百万円減少し、927百万円となりました。これは主に、借入金が6百万円減少したことなどによるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ172百万円減少し、431百万円となりました。これは主に、四半期純損失173百万円の発生によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

リーマンショック以降の景気後退に続き、未曾有の東日本大震災により業績は大幅な悪化を余儀なくされました。

このような状況に対処すべく一段の経費削減はもとより、メインバンク等への金融支援の要請、また、先行きの予測が可能となった時点で、第4次中期経営改善計画の修正に着手し早急な収益の改善を図ってまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、ホテル西長門リゾートを除く主力施設は首都圏に立地しており、東日本大震災の影響や震災に伴う放射能汚染等の風評被害により窮めて厳しい状況が続いております。放射能汚染等の風評被害が終息に向かうまで不安定要因となるものと思われます。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,600,000
A種優先株式	1,400,000
計	26,000,000

(注) 普通株式につき消却が行われたとき、又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われたときは、これに相当する株式数を減ずることとしております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,453,920	10,453,920	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株で あります。
A種優先株式	1,200,000	1,200,000	—	(注)
計	11,653,920	11,653,920	—	—

(注) A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 単元株式数は1,000株であります。

(2) 優先配当金

(優先配当金)

1 毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、発行価額に100分の10を乗じた金額を上限として、当該A種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。

(非累積条項)

2 ある営業年度においてA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌営業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3 A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき発行価額相当額を支払う。

A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、株主に配当すべき利益をもってA種優先株式の一部又は全部を取得することができる。

(5) 議決権条項

A種優先株主は、当該優先株が資金調達を目的としていることから、株主総会において議決権を有しない。

(6) 取得請求権

A種優先株主は、平成21年7月1日から平成36年3月28日まで、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下、「取得請求可能期間」という。）において、繰越利益剰余金の50%から、当該取得請求がなされた営業年度において、その

発行している優先株式の任意買入若しくは強制償還を既に行ったか、又は既に強制償還を実施する旨の決定を行った分の価額の合計額を控除した額を限度として、A種優先株式の全部又は一部の取得請求をすることができ、取得請求可能期間満了の日以降、法令の定めに従い、遅滞なく取得手続きを行うものとする。

前号の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

取得価額は、A種優先株式1株につき発行価額相当額とする。

(7) 株式の併合又は分割、新株引受権等

法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

A種優先株主には新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8) 転換予約権

A種優先株主は、A種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件でA種優先株式と引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(9) 強制取得

取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の取締役会で定める日（以下、「A種優先株式取得日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、「A種優先株式取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。

前号の平均値が（ア）A種優先株式の発行に際して取締役会で定める上限取得価額を上回るとき、又は（イ）当該取締役会で定める下限取得価額を下回るときは、前号のA種優先株式と引換えに交付する株式は、A種優先株式1株の払込金相当額を、（ア）の場合には当該上限取得価額で、（イ）の場合には当該下限取得価額で、それぞれ除して得られる数の普通株式となる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 10,453,920 優先株式 1,200,000	—	626,761	—	498,588

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年 6 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1,200,000	—	「1(1) 発行済株式」の「内容」 の記載参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 16,000	—	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,411,000	10,411	同上
単元未満株式	普通株式 26,920	—	同上
発行済株式総数	11,653,920	—	—
総株主の議決権	—	10,411	—

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成23年 6 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社鴨川グランド ホテル	東京都墨田区江東橋 3-2-8	16,000	—	16,000	0.14
計	—	16,000	—	16,000	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成23年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	244,329	118,218
受取手形及び売掛金	79,832	72,903
たな卸資産	53,440	52,491
未収入金	9,078	17,950
その他	68,202	71,854
貸倒引当金	44	45
流動資産合計	454,839	333,373
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,401,185	12,400,501
減価償却累計額	8,164,934	8,216,737
建物（純額）	4,236,250	4,183,764
構築物	531,508	531,508
減価償却累計額	464,327	465,886
構築物（純額）	67,181	65,621
機械及び装置	266,608	266,608
減価償却累計額	236,121	236,641
機械及び装置（純額）	30,486	29,966
車両運搬具	59,079	45,409
減価償却累計額	50,985	38,365
車両運搬具（純額）	8,094	7,043
工具、器具及び備品	983,435	984,793
減価償却累計額	879,749	884,912
工具、器具及び備品（純額）	103,686	99,880
土地	1,087,858	1,087,858
リース資産	62,050	62,050
減価償却累計額	16,718	19,887
リース資産（純額）	45,331	42,162
有形固定資産合計	5,578,889	5,516,298
無形固定資産	37,537	36,234
投資その他の資産		
投資有価証券	74,542	76,610
差入保証金	255,491	246,577
保険積立金	224,543	224,753
その他	50,004	47,862
貸倒引当金	6,333	6,509
投資その他の資産合計	598,248	589,295
固定資産合計	6,214,675	6,141,827
資産合計	6,669,514	6,475,201

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成23年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	74,148	65,685
短期借入金	3,998,150	4,061,541
1年内返済予定の長期借入金	701,358	692,071
未払金	30,511	9,587
未払費用	169,350	150,531
未払法人税等	12,852	4,112
未払消費税等	7,294	9,440
その他	133,412	123,616
流動負債合計	5,127,078	5,116,586
固定負債		
長期借入金	100,007	93,758
退職給付引当金	161,319	164,224
役員退職慰労引当金	17,791	17,791
長期預り保証金	608,965	605,515
その他	50,339	46,260
固定負債合計	938,422	927,549
負債合計	6,065,500	6,044,136
純資産の部		
株主資本		
資本金	626,761	626,761
資本剰余金	498,588	498,588
利益剰余金	512,398	686,305
自己株式	3,568	3,568
株主資本合計	609,382	435,475
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,368	4,409
評価・換算差額等合計	5,368	4,409
純資産合計	604,013	431,065
負債純資産合計	6,669,514	6,475,201

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
営業収益	827,340	544,054
営業費用	906,526	701,901
営業損失()	79,185	157,846
営業外収益		
保険配当金	11,904	-
助成金収入	-	9,180
その他	6,497	2,677
営業外収益合計	18,401	11,857
営業外費用		
支払利息	24,785	25,629
その他	569	251
営業外費用合計	25,355	25,881
経常損失()	86,139	171,870
特別損失		
固定資産除売却損	493	478
特別損失合計	493	478
税引前四半期純損失()	86,632	172,349
法人税、住民税及び事業税	2,210	2,210
法人税等調整額	-	652
法人税等合計	2,210	1,557
四半期純損失()	88,843	173,907

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
減価償却費	64,680千円	66,114千円

(株主資本等関係)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期損益 計算書 計上額 (注3)
	ホテル関連	リゾート 関連	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	645,019	127,815	772,834	54,505	827,340	—	827,340
セグメント損失()	43,484	5,973	49,457	7,401	56,858	22,326	79,185

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リネン事業、清掃事業及びレストラン事業を含んでおります。

2 セグメント損失の調整額 22,326千円は、各報告セグメントに配分していない本社部門の費用であります。

3 セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期損益 計算書 計上額 (注3)
	ホテル関連	リゾート 関連	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	417,852	103,752	521,604	22,450	544,054	—	544,054
セグメント損失()	125,340	4,939	130,280	10,544	140,824	17,022	157,846

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リネン事業及び清掃事業等を含んでおります。

2 セグメント損失の調整額 17,022千円は、各報告セグメントに配分していない本社部門の費用であります。

3 セグメント損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	8円51銭	16円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	88,843	173,907
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	88,843	173,907
普通株式の期中平均株式数(株)	10,437,951	10,437,571

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

株式会社鴨川グランドホテル
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員 公認会計士 田 中 昌 夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社鴨川グランドホテルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の第1四半期会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運営することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査法人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社鴨川グランドホテルの平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。